

# 花小路周辺地区まちづくり計画

## (目的)

第1条 この計画は、花小路周辺地区の整備に関し、建築物等及びそれら敷地の整備に関する事項、その他必要事項を定め、賑わい創出や快適な歩行空間の形成を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 この計画は、花小路周辺地区まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）と称する。

## (計画区域)

第3条 このまちづくり計画の区域は、別図（花小路計画区域図）に示すとおりとする。

## (まちづくりの目標)

第4条 第3条に定める計画区域内におけるまちづくりの目標は、次の各号に掲げる項目とし、別表に定めるとおりとする。

- (1) 建築物の用途に関すること。
- (2) 敷地に関すること。
- (3) 工作物等に関すること。
- (4) その他、環境整備に必要な事項。

## (公開空地の整備)

第5条 第3条に定める計画区域内において、次の各号により、公開空地（以下「花小路」という。）を整備する。

- (1) 現状の壁面後退を維持し、おおむね6mの幅員を確保するものとする。  
ただし、建物の2階部分以上については、壁面後退を要しない。
- (2) 花小路については、中心市街地の滞留拠点・回遊路、そして災害時の避難路として整備する。
- (3) 花小路に東西に接する建物においては、通り抜けが可能な通路を建物内に設ける。

## (花小路の維持管理)

第6条 まちづくり計画により形成される花小路の路面及び付帯設備等の維持・管理及び修繕に関しては、花小路周辺地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が主体となって行う。

(計画の有効期限)

第7条 このまちづくり計画の有効期限は、平成39年3月末日までとする。ただし、協議会の議決を経ての場合は、期限の延長も可能とする。

花小路周辺地区まちづくり計画 別表 (第4条関係)

1. 建築物の用途	○花小路に面する建物の1階部分は、物販・飲食・サービスの用途にする。
2. 敷地	○花小路の路面に使用する舗装材は、透水性があり、滑り止め効果のあるものを使用する。色については、明るく落ち着いた色彩を用いる。 ○花小路の段差については、スロープを設け、車いすやベビーカーが支障なく通行できるよう配慮する。 ○花小路の南北より接続できる施設内通路等の確保に努める。
3. 工作物等	○明るい雰囲気を出すため植栽、照明、ベンチ等を設置する。 ○自動販売機や建築設備等通行の妨げとなるものは、花小路に設置しないこととする。 ○既に花小路内に設置されている設備等については、花小路の雰囲気と調和が図られる格子や塀等で覆うなどの工夫を施すものとする。
4. その他	○著しく美観を損なうおそれのある壁面等については、塗り替えや囲いを用いる等対策を講じる。

# 別 図

